

奈良県広域水道企業団道施設又は給水設備の損傷に伴う原因者負担に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年2月条例第35号。以下「条例」という。）第22条第3項の規定に基づき、原因者が水道施設又は給水設備を損傷させた場合における費用の負担について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、条例において使用する用語の例による。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 水道施設 奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）が所有する導水管、送水管、配水管等をいう。
- (2) 給水設備 水道メーター上流側にある給水管及びこれに付属する設備をいう。

(復旧工事)

第3条 原因者は、水道施設又は給水設備を損傷させたときは、直ちに企業団に報告し、企業団の指示に基づき、当該損傷に係る復旧工事を行うものとする。この場合において、原因者が指定給水装置工事事業者でないときは、指定給水装置工事事業者に復旧工事を依頼して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により原因者が復旧工事を行うことができないときは、原因者に代わって企業団（企業団が依頼する指定給水装置工事事業者を含む。第6条第2項において同じ。）が復旧工事を行うことができる。

(誓約書)

第4条 企業団は、損傷を確認した場合、速やかに原因者より誓約書（様式第1号）を徴するものとする。

(費用負担、請求等)

第5条 損傷した水道施設又は給水設備の復旧に要する費用（以下「復旧費」という。）は、原因者が負担する。

2 企業団は、次条の規定により算定した復旧費を原因者に請求するものとする。

3 前項に規定する復旧費の請求は、請求書及び納入通知書により行うものとする。

する。

- 4 前項に定めるもののほか、復旧費の請求等に関する手続は、奈良県広域水道企業団会計規程（令和7年3月奈良県広域水道企業団企業管理規程第31号）の定めるところによる。
- 5 原因者は第2項の請求があった場合は、請求のあった日から30日以内に納入しなければならない。

（復旧費の算定）

第6条 復旧費は、修理費、損失水費及び現場対応費の合計額とする。

- 2 修理費は、第3条第2項の規定により企業団が行った復旧工事に要する費用とする。当該費用は材料費、労力費、運搬費、道路復旧費、機械器具損料及び間接経費の合計額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
- 3 損失水費は、当該破損により流出した水量及び濁水処理のため排水した水量の対価であって、次の算式により算定した額とする。なお、流失時間は原因者が企業団に報告した時刻から止水時刻までの時間とし、その時間が1時間に満たないとき若しくは既に原因者が応急止水をしたとき又はその時間に1時間に満たない端数があるときは、その時間又は端数を1時間として計算する。

損失水費＝（別表の区分別流出水量×流失時間×条例第27条の従量料金）＋
（別表の区分別排出水量×流失時間×条例第27条の従量料金）

- 4 現場対応費は、職員が当該損傷に係る現場状況の確認、修理方法の指示、濁水や断水への対応等に従事したことに対する費用であって、次の算式により算定した額とする。なお、従事時間について1時間に満たないときは1時間とし、1時間以上であり、かつ、1時間に満たない端数があるときは15分単位で算定した時間とする。また、平均時間単価は、公共工事設計労務単価表における特殊作業員単価（最新の単価）を8時間で割り戻した時間当たりの単価として算定した額とする。

現場対応費＝従事時間×平均時間単価

（復旧費の減免）

第7条 企業団は、特別な事情があると認めたときは、復旧費を減額又は免除することができる。

（2次的損害）

第8条 断水、流出水等により第三者の人命または財産に損害を与えた場合は、原因者の責任において処理するものとする。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業団が別に定める。
附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第 6 条関係）

1 時間当たりの損失水量算定表

口径 (mm)	破損により流出した水量算定表 ($\text{m}^3/\text{時間}$)		濁水処理のため排水した 水量算定表 ($\text{m}^3/\text{時間}$)
	破損度 1～60%	破損度 61%～100%	
φ 13	3. 0	5. 0	3. 0
φ 20	9. 6	16. 0	9. 6
φ 25	16. 8	28. 0	16. 8
φ 30	26. 4	44. 0	26. 4
φ 40	55. 2	92. 0	55. 2
φ 50	97. 8	163. 0	97. 8
φ 75	204. 6	341. 0	204. 6
φ 100	436. 2	727. 0	436. 2
φ 150	1267. 2	2, 112. 0	1267. 2
φ 200	2, 702. 4	4, 504. 0	2, 702. 4
φ 250	4, 862. 4	8, 104. 0	4, 862. 4
φ 300	7, 856. 4	13, 904. 0	7, 856. 4
φ 350	11, 788. 2	19, 647. 0	11, 788. 2

(備考)

- 1 管径 φ 13 から φ 50 までの流出水量は、ウェストン公式により算出する。
- 2 管径 φ 75 から φ 350 までの流出水量は、ウイリアム・ヘーゼン公式により算出する。

運転免許証番号	その他（ ）
---------	--------